

(表紙)

(朱印)

永年保存

町村制訓令等二関スル書類

議事課

⑩

選挙原簿及ヒ人名簿ヲ調製スル

〔選挙原簿及び人名簿を調製する〕

手続

〔手続き〕

第一 年齢満二十五年以上ニシテ、独立ノ男子

〔第一 年齢満二十五年以上にして、独立の男子〕

タルモノ、族籍・番地・氏名・年齢

〔たるものの族籍・番地・氏名・年齢〕

第二 前項ノ男子ニシテ、二年以来町村ノ住民ト

〔第二 前項の男子にして、二年以来町村の住民と〕

ナリタルモノ、年数

〔なりたるものの年数〕

第三 前項住民ニシテ、二年以来間断ナク町村ノ

〔第三 前項住民にして、二年以来間断(かんだん)なく町村の〕

負担ヲ分任シ、及ヒ地租 (直接国税ハ初回ニ必要) ヲ

(ナキヲ以テ調査スルニ不レ及)

〔負担を分任し、及び地租 (直接国税は初回に必要) を

(なきを以(もつ)て調査するに及ばず)〕

納ムルモノ、納額及ヒ其年数

〔納むるものの納額及び其(そ)の年数〕

第四 前項ノ公民中ヨリ、左ニ該当スルモノヲ除ク

〔第四 前項の公民中より、左に該当するものを除く〕

一 公費ヲ以テ救助ヲ受ケタル後、二年ヲ経過セサル

〔一 公費を以て救助を受けたる後、二年を経過せざる〕

モノ

〔もの〕

(以上、第七条)

〔以上、第七条〕

二 身代限処分中ノモノ
身代（しんだい）限り処分中ノモノ

三 公権剥奪若クハ停止ヲ附加スヘキ重軽罪ノ
公権剥奪（はくだつ）若（も）しくは停止を附加すべき重軽罪ノ

為メ、裁判上ノ訊問若クハ勾留中ノモノ
〔為（た）め、裁判上ノ訊問（じんもん）若しくは勾留（こうりゆう）中ノモノ〕

四 地租税滞納処分中ノモノ
租税滞納処分中ノモノ

五 陸海軍ノ現役ニ服スルモノ
陸海軍ノ現役に服するもの
（以上、第九条）

第五 内国人ニシテ公権ヲ有シ、直接町村税ヲ納
内国人にして公権を有し、直接町村税を納

ムルモノ、其額町村公民ノ最モ多ク納税スルモノ
〔むるもの、其の額町村公民の最も多く納税するもの〕

三名中ノ一人ヨリ多キモノ、住所・姓名・族
〔三名中ノ一人ヨリ多キモノの住所・姓名・族〕

籍・年齢
〔籍・年齢〕

第六 会社其他法人ニシテ、前項ノ場合ニ
会社其他法人にして、前項の場合に

当ルモノ、名及ヒ府県郡町村名
〔以上、第十二条〕
〔当たるもの名及び府県郡町村名 〔以上、第十二条〕〕

第七 公民ノ負担スル町村税額及ヒ地租納額
公民ノ負担する町村税額及び地租納額

等二付、選挙ノ等級
〔第十三条〕
〔等に付、選挙ノ等級 〔第十三条〕〕

第八 以上、各項ヲ調査シ選挙人ヲ
〔第八 以上、各項を調査し選挙人を〕

定ム
〔定む〕

第九 選挙人中ヨリ、左ニ該当スルモノヲ除ク
〈第九 選挙人中より、左に該当するものを除く〉

一 所属府県郡ノ官吏タルモノ
二 所属府県郡の官吏たるもの

二 有給ノ町村吏員タルモノ
有給の町村吏員たるもの

三 檢察官及警察官吏
三 檢察官及び警察官吏

四 神官・僧侶及ヒ其他諸宗ノ教師
四 神官・僧侶及び其の他諸宗の教師

五 小学校教員
五 小学校教員

六 代言人ニアラスシテ、他人ノ為メ官聴ニ対シ、
六 代言人にあらずして、他人の為め官庁(庁)に対し、

事ヲ弁スルヲ以テ業トスルモノ (以上、第十七条)
〈事を弁ずるを以て業とするもの (以上、第十七条)〉

七 第五項及ヒ第六項ノモノ
七 第五項及び第六項のもの

第十 以上ヲ調査シ、被選挙人ヲ定ム
第十 以上を調査し、被選挙人を定む

第十一 前各項ノ調査ヲ鑑テ、選挙原
第十一 前各項の調査を鑑(かん)がみて、選挙原

簿ヲ調製ス
簿を調製す

第十二 選挙原簿ニ拠リ選挙人
第十二 選挙原簿に拠(よ)り選挙人

名簿ヲ調製ス
名簿を調製す